

特集

三位一体改革と人権政策

澤井 勝

要 約

三位一体改革は、分権改革の財政基盤をつくる意味と地方財政規模の抑制という二つの狙いがあり、自治体の財政面での制約は強まる。人権政策など公共サービスは、今まで以上に行政の責任を明確にしつつNPOなど市民組織が共に担うことが求められる。大阪府の地域就労支援事業や各地の福祉計画で見られるように、行政と市民組織や地域自治組織が対等な立場で協働することが望まれる。

はじめに

一昨年春の本誌第一五一号において「分権改革と地方自治体の雇用・就労政策」と題した拙稿で、地方自治体、特に市町村での人権政策としての「雇用労働行政」のあり方について若干の提案をさせてもらった。この間に、「地域福祉計画」の領域でも、新しいもう一つの人権施策が展開され始めていると考えることもできる。ごく限られた領域であるが、本稿では、この二つの柱を中心に、

人権保障の面で大きなハンディを持った人々の自立を支援するという観点からの施策を考えることとしたい。なお、地域福祉計画については、本誌二〇〇二年四月の第一四五号で、玉置好徳氏の「部落解放とこれからの地域福祉計画のあり方について」などで主な論点は提示されている。

ところで一方で、政府の経済財政諮問会議でとりまとめられた「三位一体の改革」が二〇〇四年度の予算から具体化されたが、国庫補助負担金の廃止・削減と税源移譲は不十分なまま、結果として、地方自治体の歳入すな

わち一般財源の大幅な圧縮が明らかとなった。さらに〇五年度および〇六年度にわたって約三兆円の国庫補助負担金が廃止され、その補填財源として、譲与税や交付金の形で三兆円程度が自治体に配分されることとなった。そして、〇七年度には、所得税の一部を地方税である個人住民税所得割に移譲することが、〇四年一二月に経済財政諮問会議から答申され、閣議決定されている。この税源移譲案は政府税制調査会の答申にも書き込まれることとなった。

このような「三位一体改革」によって、財源面での削減圧力のもと人権施策が後退する懸念も強い。しかし、この「三位一体改革」は、地方分権改革の財源的な基盤をつくるという意味がある改革でもある。事態が分かり難いのは、「三位一体改革」が、一方で地方の財源を圧縮するところに主眼のある財務省と民間議員、他方で地方の立場を代弁する総務省、の三者の妥協の産物として、各年度の予算があるからである。

一 分権改革——法令の解釈権が自治体に

まず、いくつかの前提条件を見ておきたい。

第一には、分権改革の内容に関わることである。分権

改革は、主として行政内部での権限の再配分という形をとる。したがって、市民にはわかりにくく、住民としてはどうでもいいこと、と取られやすい。つまり、役所はちゃんと仕事をしてくれればいいのである。また、市町村の理事者や担当者も、仕事の仕方ほとんど変化がないために、分権改革の意義を把握しそなっている場合も少なくない。したがって、制度は変わっても仕事の仕方は変わらず、という場合が圧倒的に多い。

しかし分権改革の隠れた課題は、制度的に権限が国(各省大臣)から府県や市町村にきている場合は、積極的に独自の取り組みを行うことによって、分権の内実を形成する責任が、府県や市町村の公務員にはある、ということなのである。つまり、ほとんどの国の事務(機関委任事務)は「自治事務」となっているのであるから、あとは自治体(府県や市町村の担当者)の賢明な解釈によって、様々な運用や適用ができるはずなのである。

第二には、市民の自治の形成に向かう政策の流れを明確につかんで、その方向を促進することである。たとえばそれは、住民がその策定と実施の主体として期待される「地域福祉計画」に見ることができる。同時に、一九九八年一二月のNPO法施行以来、二〇〇四年一二月末現在で累計一万九九六二となったNPO法人という形

で、従来の自治会など地域自治組織と異なる市民組織が、成長してきているという流れがある。これはボランティア団体などの広がりや相通じるものがある。

すなわち、今世紀を地方分権の世紀と言いうことが許されるなら、それは基礎的自治体への権限移譲とその自治的な解釈運用、および新しい立法活動の展開という側面と、市民自治の展開を目指した新しい担い手を形成する「まちづくり」政策の策定と実施、そのような市民組織と行政の「協働」を通じた地域社会における「新しい公共性」の構築という側面とをもつ。「分権と自治」という二つの課題を同時に追求することが求められている。

二 将来的にも縮小する政府財政規模

ところで、このような三位一体改革の基本的な動因をなしているのは、二〇〇五年度末に七四〇兆円になると見込まれる政府債務の問題である。経済財政諮問会議が〇五年一月に決め、閣議決定された「構造改革と財政経済の中期展望（改革と展望）〇四年度改定」では、プライマリーバランス（債務の元利償還金を除く歳出を、税収で賄えるか否かという収支バランス）を、二〇一一年度に黒字化するとしている。このプライマリーバランスは〇

五年度予算ベースで見ると、約一六兆円の赤字となっている。〇四年度は約一九兆円の赤字だったから、改善はしている。このプライマリーバランスの黒字化は、子どもたちの世代の債務を拡大しないという意味では、客観的には必要な財政改革である。

問題は第一に、歳入の拡大のための税収の確保を、社会的平等や公平性を拡大する方向で行うのか、それとも、富裕な層を優遇する形で行うのか（ブッシュ政権の減税策などのように）という歳入面でのそれがある。第二には、歳出面の圧縮をどの分野で、どのようなスピードと規模で行うかという問題がある。つまり、中央政府の縮小か、地方政府への負担転嫁と犠牲によるか、という争点である。また、社会保障基盤というセイフティネットの構築か公共事業の維持か、という争点である。

ここで一つ重要なのは、少なくとも「人権が保障された国の姿」を追求するならば、第一に「福祉国家の骨格をしっかりと構築」すること、第二に、その上に「福祉社会」を形成すること、そしてそれを支援することが、われわれが追求すべき「政府の構造改革」なのだということがある。福祉国家の骨格とは、年金と医療保険、介護保険など社会保険制度と、生活保護のような所得保障制度の持続可能な制度としての確立であり、「福祉社会の形成」

とは、後に見るような「市民的コミュニケーション」の場の構築と、「市民的ファンド」の形成である。

そのように考えた場合においても、政府の財政規模は縮小していくことを前提としなければならない。特に日本の要件としては、早ければ二〇〇六年度から「人口減少社会」に突入するという条件があることも考慮に入れておく必要がある。

三 行政とNPOなどの協働

強まる予算制約のもとで人権施策を展開するためには、行政の機能としては、民間の事業者の力を引き出し、さらにボランティア団体やNPOの活動を支援し、それらがこれらの公共サービスを担えるように力をつけることに注力しなければならない。そして、社会的にハンディキャップのある人々が自立できるようにサポートの仕組みをつくることである。それが、ソーシャルワーカーの設置であり、これらの市民組織の財政支援を行うための租税や公的起債を通じた補助金やファンドの設置と運用である。また、職業訓練や教育である。

市民の側から言えば、自らNPOを組織し、またボランティア団体を組織し、あるいは地域コミュニティを再

生し、さらにそれをコーディネートする媒介組織すなわちインタミディアリ(intermediary)を形成すること、行政からの自立を図ることが求められる。

というのは、「縮小する公的財政」によって、「拡大する公共の仕事」を支えることが求められているからである。この矛盾を解決する方法は、「公共の仕事」を、行政のみが担うのではなく、「市民」が、行政と共に「協働して」担うという方向以外にはないともいえる。

公共的に、あるいは社会的に解決しなければならない問題は、これからも拡大していく。

第一に、高齢社会に住む人々のニーズは一層増大する。○五年度中の介護保険制度の改革では、要介護認定の調査を「市町村が行う」という本則に戻すという。また、要介護状態にならないよう「予防給付」を行うとしているが、その判定や給付、指導は基幹型在宅介護支援センターを拡充した地域包括支援センターの仕事としている。この「地域包括支援センター」は市町村の直営でなければ機能しないであろう。

第二に、少子社会を担う人々のニーズが拡大していて、それを社会的に支えなければならない。働く母親と父親を支える保育所が不足しているし、その内容も、延長保育や病児保育などなお充実が求められる。さらに在宅で

育児に疲れた母親を地域で支え、育児プランを作成する「子どもケアマネージャー」も創設する必要がある。ケアプランなど高齢者については基本的なスキームができているが、子どもにはないに等しいからである。

さらに、昨年の豪雨や台風などの災害は、地球温暖化に原因があるとしたら、常態化する可能性があり、地震対策も含め、災害に強いまちづくりが急がれる。そのうえ、SARSや鳥インフルエンザのような新しい脅威が、グローバルな人の交流を一因として拡大してきている。これらも「公共的に」対応すべき仕事である。

四 地域就労支援事業の可能性

―職安法改正を受けて

前稿の時点では明確になつていなかった職安法改正は、二〇〇三年六月に成立し、〇四年三月から施行され、無料職業紹介事業が市町村や府県でも届け出で行うことが可能になった。また、いわゆるフリーターなど若年の青年層の雇用問題が、その高い失業率とともに大きな課題となり、京都府などで「ヤング・ジョブカフェ」などの取り組みが行われるようになってきている。雇用労働行政の分権化の流れのもとで、大阪府や京都府、島根県の「ふ

るさと定住財団」などのこの間の取り組みによって、人権確立の基礎の一つとしての「働く」ということへの支援政策は、前回も若干紹介した「地域就労支援事業」などで、より具体化されてきつつある。

大阪府の地域就労支援事業は、この職安法改正の前の二〇〇〇年度から始まり、和泉市と茨木市で包括的な就労に関する住民意識調査を行いながらモデル事業を実施したうえで、〇二年度からは大阪市など一七都市に拡大し、その後さらに広げているものだ。

和泉市の場合は、無料職業紹介事業の届け出をすでに二〇〇四年の四月に行い、事業を開始している。まず求人情報の把握から始めたという。それ以前のモデル事業からの地域就労支援事業の成果と経験を、〇四年の八月に京都地方自治総合研究所（京都自治総研）の「雇用労働政策研究会」（座長は大谷強関西学院大学教授）における竹田竜彦和泉市労働政策課長（当時）の報告から紹介しておきたい。

まず、この地域就労支援事業の中心となるコーディネーターの設置については、大阪府の設置費補助金があるわけだが、このコーディネーター（個人を対象としたソーシャルワーカーの一つである）が事業の鍵となる。

就労支援コーディネーターは、多種多様な知識と能力

が必要で、「スーパーマンやな。そんな人おるのか」とよく言われます。もちろんコーディネーターにすぐなれる人がどこにでもいるわけではありませんが、その養成や育成もこの事業の大事な部分です。しかし、のんびりと適任者の選択をしたり養成をしている時間的余裕も無かった本市では、次の三つの要素にポイントを置きました。

①人との対話が得意又は好きなこと。

②やる気と根気があること。

③就労困難者の気持ちを理解できること。

このうち①と②はそれほど難しくはないとして③をどうするか。いろいろ悩みましたが結論としては、当事者から選任することです。方法としてはいろいろあります。当事者団体から推薦してもらうこともひとつですし、職安でも特定求職者の援助部門があります。本市の場合は、労働政策課（就労支援センター）に身体障害者（一級）、母子家庭の母、前職安特別相談員、民間労務主担退職者などがコーディネーター研修修了者として相談にあたっています。

なお、この当事者による就労困難者支援は、職業教育という分野でも特に重要だとする。聴覚障害者がパソコン教育を聴覚障害者に行う。視覚障害者が視覚障害者を

教える。このことで、教育を受ける障害当事者の気構えが違い、また教育の視点が全く異なることから理解の仕方や速さが全く違うし、継続性も格段にいいという。

五 地域就労支援事業で納税者に

また、この和泉市における地域就労支援事業の成果については、なかなか難しいところがあるとしながら、次のように述べる。

本市の実績としては、就労支援相談と位置付け、就労支援コーディネーターとハローワーク職員と合同で実施したのが平成一四一年一〇月から二カ所で、相談者のべ五一八人、紹介八三人、就職一七人でした。そのなかで生活保護者三人が納税者になりました。一五年四月からは相談箇所を増やし四カ所で相談を開始し、九月末で相談者のべ八七六人、紹介一二四人、就職三八人（うち母子家庭一三人、障害者二人）のなかでは生活保護者五人が納税者になりました。

このように、就職により生活保護から脱却した者の他に、保護廃止に不安を持つ者には、生活保護の適用を継続しながら就業・就労に導く職場体験や緊急雇用層創出事業での労働者になることで、保護の一時停止や収入認

定による扶助費の軽減を図れたことも、就職への助走を始めることとなったといえます。このように、保護適用を継続しながら就業・就労する稼働世帯は、平成一三年度の二一〇世帯から、一四年度は二五七世帯に大きく増えています。これは金銭にこだわった財政的效果ですが、本来の効果は、市民の生活安定と自己実現という希望を持ちうることです。このふたつがもたらすものを、この事業の効果としたい。

財政局への就労支援事業予算、特にコーディネート設置費（五〇〇万円程度、うち半額市費）獲得に向けた説得の議論は、扶助費削減のための「先行投資」という点であるという。すなわち、月額二五万円の生活保護費を受けていた人が、就労して生活保護から抜けると、年間三〇〇万円の保護費の圧縮となる。もし一〇人が生活保護から抜け出せば、三〇〇万円の圧縮となる。四分の一負担である市費分だと七五〇万円の抑制効果があることになるわけだ。この効果は毎年度継続して生じるもので、一〇年たてば三億円と七五〇〇万円の財政効果となる。

それに、この一〇人は納税者となるわけだから、国保料の減免からも外れるなど、その歳入増加への寄与という効果がさらに加わることとなる。

いずれにしても、同和对策事業の一般事業化にとまないう、広く対象を広げるとともに新しいソーシャルワークという政策展開をしているのである。地域の就職困難者の自立を支援することで、地域の人々の活力を引き出し、財政力をつけることにもなるのであるから、この試みを息長く続けることが期待される。

六 事業を創る

大阪府内では、市町村ばかりではなく、社団法人である「おおさか人材雇用開発センター（C-ISTEP）」がこの地域就労支援事業を支えている。この事業は、市町村や府と連携しながら、市民が自ら事業を立ち上げ、雇用を開発し、起業する取り組みである。同じく京都自治総研の研究会（〇四年一〇月）における富田一幸氏の報告から（以下、間違いも含めて文責は筆者）。

「(社)同和地区人材雇用開発センター」を「(社)おおさか人材雇用開発センター」へと転換する際に、ポスト同和对策事業としての基本的なコンセプトを、「自立支援とまちづくり」とした。その際、四つの問題意識があった。

第一には、自治体との新しい関係をつくるにあたって

入札制度に着目した。画期となったのは、日本初の障害者雇用のための事業協同組合である「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合」（エル・チャレンジ）の発足だった。委託事業のダンピングに道を開く入札制度の強行には座り込み闘争で対抗し、最低賃金違反には就労拒否（契約解除）闘争を行い、ついに大阪府および大阪市における「総合評価一般入札制度」の導入を勝ち取ったことが大きい。発足五年で、「エル・チャレンジ」は五〇の現場で三億円を受託事業を担い、九〇人の就労者を確保している。

第二に企業との関係では、アウトソーシングに着目し、第三に医療法人や社会福祉法人に対しては、地域貢献に着目した。そして第四に地域では参加型まちづくりに着目して、就労機会の拡大とその質の転換を図ったといえよう。その結果、高齢者軽作業は「生きがいワーカーズ支援事業」に結びつき、「生きがいワーカーズ」の数は八五に広がった。また地域貢献の観点から、各地区に社会福祉法人やNPOが次々に誕生することとなった。つまり、「福祉でまちづくり」のニーズに応答することによって、市民の自立的な、自発的な「アソシエーション」が立ち上がってきたのであり、それをC・S・T・E・Pによる四つの支援事業が支援してきた。支援事業とは、例え

ば「人材スキルアップ事業」であり、「地域仕事づくりフェア」の開催である。また、一〇〇〇社に及ぶ会員企業の拡大努力と、これらの会員企業の評価検証制度である。

西成地区での多彩な起業も重要だ。(株)ナイス（まちづくり会社）による「住宅リフォーム」、「貸しおしほり」、「介護機器販売」、「ビルメンテナンス」、「調剤薬局」、「地域情報化支援サービス」、「賃貸マンション建設」など。

この五年で、西成地区五〇〇人、大阪の同和地区で五〇〇〇人の就労を創出したという。この取り組みは、後に見るロンドンのノース・ケンジントンにおけるハウジング・トラスト（Housing Trust）やOAP（オープン・エイジ・プロジェクト：Open Age Project）の活動に一脈通じるものがある。

七 地域福祉計画をつくるなかで

地域福祉計画は、二〇〇〇年に社会福祉事業法を改正した社会福祉法に定められた行政計画である。これで法律に基づく福祉計画は、老人保健福祉計画、こども育成計画、障害者基本計画、介護保険事業計画、健康日本21計画など、大きいもので六本になる。各自自治体ごとにネ

ーミングが異なり、子ども関係や障害者関係は未整備の市町村もかなりある。

このなかで、地域福祉計画はいくつかの特徴をもっている。第一には、住民を初めて地域福祉の主体の一つとして位置付けたことである。第二には、この地域福祉計画の詳細なマニュアル等を国が示していないことである。都道府県は、市町村の地域福祉計画を支援する計画を策定することとされているが、特にその内容に縛りがない。それは当然で、分権改革以降の計画策定であるから、その内容は自治体がつくれればよいのである。

この地域福祉計画を策定し、推進していくにあたって、いくつかの興味ある現象が出てきた。それを、奈良県宇陀郡菟田野町での、町社会福祉協議会の地域福祉行動計画と町の地域福祉計画策定過程で見ておきたい。

菟田野町は人口四九〇〇人ほどの里山地区とでもよべる町で、高齢化率は二〇〇二年で二四・八%であり、単身の高齢者世帯は一〇七、高齢者のみ世帯は一四七世帯。介護保険の要援護者の数は二〇九人となっている。身体障害者手帳を保有しているのは二八〇人、ボランティア活動が活発な町で、社会福祉協議会に登録している団体は九団体、登録者数は二四三人で人口の五%、協力者を入れると一〇%と高い数値である。

この計画策定は住民が参加しないと意味がない。いままでに策定している市町村はそれなりに市民参加を導入しているが、せいぜい懇談会を一回程度としている市町村が多い。菟田野町の場合は、次のようになっている。

1 住民意識調査

① 単身高齢者については民生児童委員による訪問、留置方式。ほぼ半数が回答している。

② 高齢者のみ世帯の調査は民生児童委員による留置方式と「いきいきサロン」における個別面接方式。ほぼ悉皆である。なお「いきいきサロン」は、町内の一二カ所で月一回のペースで開かれている。

③ 一般住民調査は郵送方式で配布数六〇〇票、有効回収数三二三票であった。

2 地区別住民懇談会

アンケート結果を地区の住民懇談会に示して、何で困っているか、どうしたらよいか等について夜七時から議論した。三つのモデル地区のうち岩崎（大字）地区（町の部落解放センターがある）では、一〇ある組ごとの懇談会を行っている。基本は大字単位である。社協の職員や町の職員も一町民として議論に参加した。ルールは、

一回二時間、人を攻撃する話はしない、地域全体の問題を取り上げ、マンツーマンの話は避ける、など。

3 部門別懇談会

以下の部門で計三回持っている。

- ① ボランティア団体や障害者などと当事者団体。
- ② 民生・児童委員。
- ③ 保健センター、小学校、中央公民館、部落解放センター、病院、特別養護老人ホームなど。

八 住民協議で出てきたもの

- ① 高齢者の抱えている問題としては、人のつながりが薄くなっていることで、近所づきあいが挨拶程度になっていることが、どこでも指摘されている。
- ② 行政に期待することは、災害時や犯罪などの場合であるが、困った問題を解決するのは、「行政と住民が協力して」という人が半数近くで最も多い。
- ③ 公共の交通機関へのニーズや、公園の荒廃、挨拶運動、認知症の一人暮らし高齢者の見守りなど、まちづくり全体の課題が出てきている。
- ④ 外出しない閉じこもり傾向の人がかなり多いが、なか

なかそこから引き出すことができない。

- ⑤ 障害児が養護学校が休みのときに行く場所がないなど、制度の不備が家族の負担のまま見過ごされている。
- ⑥ 地域で孤立して子育てをしている母親を支援する手段がない。

などが、議論の中で浮かび上がったその地域の福祉課題の一部だが、住民懇談会や住民協議の面白いところは、議論するなかで解決策が浮かび、それが可能であれば実行にうつされることである。そのようにして、認知症の高齢女性に近所の人が声をかけて、デイサービスの送迎を買って出ることによって、症状が著しくよくなった地区がある。また、障害児の夏休みについては、部落解放センターの体育室の一部に畳を入れて、デイサービスに変えて乗り切る工夫が行われたりしている。

重要なことは、「協議する場」すなわち「コミュニケーションの場」をつくることにある。その意味では、アンケート調査は、その結果を市民同士や市民と行政が一緒に読みながら討論するための「コミュニケーション・ツール」なのである。「コミュニケーションから行動へ」という流れをつくるのが、計画策定と推進への市民参画の道筋をつくることになる。すなわち、「福祉でまちづくり」とは、ハード面でのバリアフリー化などよりも、

人と人の関係をつくり、それを協議し、討議する関係として構築するところに意義があるのである。

このようにして、その地域で解決すべき課題が、あるいはニーズが、住民に共有される必要がある。大きな「危機意識」が共有されることが求められる。しかし、多くの場合は、せいぜい一割の住民が共通の問題意識をもつにすぎない。だが、まずはその一割から始めることにしたい。

このように地域福祉計画に、住民同士と住民と行政との対話と討論、そして協議する仕組みを導入することをワークショップ形式で試みているところもある。奈良県^{かしはら}橿原市や大和郡山市である。

九 「コミュニケーション空間」の創造

ロンドンの北西部、人口二万六〇〇〇人のノース・ケンジントン^{ケンジントン}は、黒人系のカリビアンと多様なムスリム（イスラム教徒）を包み込んだ移民労働者と共生するコミュニティである。ここでの市民活動を丹念にフィールドワークして、福祉市民社会へのヒントと提案を行っている本がある。東京女子大学の加藤春恵子教授の『福祉市民社会を創る コミュニケーションからコミュニティへ』

（新曜社、二〇〇四年三月）である。

イギリスの市民社会の基礎には、重層的で多様なコミュニティ空間があることを改めて指摘する。Y・ハーバーマスの『公共性の構造転換』で示されたこのコミュニティ空間の有名な例は、コーヒーハウスであるが、現在それはパブであり市場である。さらには、多数の相談オフィスであり、図書館であり、コミュニティ・カレッジであるという。このうちの相談オフィスは、誰でもいつでも「ふらっと立ち寄ってビスケットとお茶をいただきながら」話ができる「ドロップ・イン（drop in）」空間である。もちろんソーシャルワーカーによる「アウトリーチ（outreach）」という訪問相談も重要な位置を占める。

ここで特に、この「コミュニケーション空間」の重要性を指摘しておきたい。昨年五月に改正された地方自治法では、「地域自治区」が規定された。この「地域自治区」には「住民協議会」が置かれる。この「住民協議会」は市町村長の権限に属することからについて審議し建議するとともに、自ら地域自治区に関わる問題を発議して議論し、提議できる。この「住民協議会」の構成員は、住民の構成を反映できるよう、市町村長が選任するとしている。これは「コミュニケーション空間」の一つの創出

を意味する。このような「公共空間」があることによつて、行政的な分権は、地域住民の自治に開かれることとなる。「分権と自治」を同時に追求することは、このような「地域自治区」、すなわち地域自治組織を構想すること、より具体的になるのだと考えたい。

最後に

財政規模の縮小が避けられない時代における人権施策の拡張は、一つは、行政の分権化とソーシャルワーカーという形でのアウトリーチの展開として考えられる。公務員としてのソーシャルワーカーは、一定の時期が来れば、NPOに引き継ぐなど、より柔軟に展開することになるかもしれない。そして、コミュニティワーカーとして、より行動範囲を広げることとなる。

もう一つは、NPOや社会福祉法人、協同組合、事業組合、株式会社など、その他の市民事業の成長によって活性化することが期待される。このような市民事業を支える「市民ファンド」が、幅と厚みと多様性をもって構築される必要がある。住民参加型公募債によってNPO支援資金が供給されるような形もあり、市民税の一部をNPOの支援資金とする市川市のようなタイプもある。

また「白いリボン運動」（阪神大震災の犠牲者追悼の運動を全国の募金運動へと発展させ、集まった資金をNPOの支援に活用しようという運動）のようなNPO自身による寄付金集積もある。

そして、さまざまなコミュニケーション空間をつくること、すなわち市民が協議し、行政に要求し、自ら公共活動を担うことを決める、そのような場をつくること、決定的に重要だということを改めて提起しておきたい。